

法制審議会刑事法（再審関係）部会 第5回会議配布資料	6
-------------------------------	---

本人等の再審請求に基づく再審開始
決定に対する検察官の不服申立て状
況等

本人等の再審請求に基づく再審開始決定に対する検察官の不服申立て状況等（注1）

		請求審				即時抗告審					特別抗告審					結果
		請求日	決定日	主文	審理期間	申立日	申立人	決定日	主文	審理期間	申立日	申立人	決定日	主文	審理期間	
1	住居侵入、強盗殺人、放火	H20.4.25	H26.3.27	再審開始	約5年11か月	H26.3.31	検察官	H30.6.11	原決定取消し 再審請求棄却	約4年2か月	H30.6.18	本人等	R2.12.22	原決定取消し 高裁差戻し（注3）	約2年6か月	再審開始
2	国税徴収法違反	H26.8.5	H27.2.25	再審請求棄却	約7か月	H27.2.27	本人等	H27.10.7	原決定取消し 再審開始	約7か月	H27.10.13	検察官	H29.12.25	原決定取消し 即時抗告棄却	約2年2か月	再審開始せず
3	殺人	H24.9.28	H27.9.30	再審請求棄却	約3年	H27.10.5	本人等	H29.12.20	原決定取消し 再審開始	約2年3か月	H29.12.25	検察官	H31.3.18	抗告棄却	約1年3か月	再審開始
4	殺人	H24.3.12	H28.6.30	再審開始	約4年4か月	H28.7.2	検察官	H29.11.29	即時抗告棄却	約1年5か月	H29.12.4	検察官	H30.10.10	抗告棄却	約10か月	再審開始
5	傷害	H28.5.2	H28.9.6	再審請求棄却	約4か月	H28.9.8	本人等	H28.10.24	原決定取消し 再審開始	約2か月	H28.10.31	検察官	H29.3.31	原決定取消し 高裁差戻し（注4）	約5か月	再審開始せず
6	殺人、死体遺棄	H27.7.8	H29.6.28	再審開始	約2年	H29.7.3	検察官	H30.3.12	即時抗告棄却	約8か月	H30.3.19	検察官	R1.6.25	原決定及び 原々決定取消し 再審請求棄却	約1年3か月	再審開始せず
7	殺人、死体遺棄	H27.7.8	H29.6.28	再審開始	約2年	H29.7.3	検察官	H30.3.12	即時抗告棄却	約8か月	H30.3.19	検察官	R1.6.25	原決定及び 原々決定取消し 再審請求棄却	約1年3か月	再審開始せず
8	商標法違反	H29.11.2	H29.12.26	再審開始	約2か月											再審開始
9	強盗殺人	H24.3.30	H30.7.11	再審開始	約6年3か月	H30.7.17	検察官	R5.2.27	即時抗告棄却	約4年7か月	R5.3.6	検察官		係属中		係属中
10	過失運転致傷	R5.7.11	R6.5.17	再審開始	約10か月											再審開始
11	殺人	R4.10.14	R6.10.23	再審開始	約2年											再審開始

（注1）本資料は、法務省刑事局において保管中の行政文書に基づき作成したものである。

（注2）「罪名」とは、有罪確定判決における罪となるべき事実の罪名のうち、再審請求に係る罪名をいう。

（注3）差戻後即時抗告審は、R5.3.13、即時抗告棄却の決定をした。

（注4）差戻後即時抗告審は、H29.10.3、即時抗告棄却の決定をした。これに対し、請求人は、H29.10.17、特別抗告をした。差戻後特別抗告審は、H30.1.15、特別抗告棄却の決定をした。